

中災防総務発第 50 号
令和3年 11月16日

会員各位

中央労働災害防止協会
総務部長 大隈 俊弥

令和3年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力のお願について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、平成25年度から「安全衛生教育促進運動」を主唱しておりますが、本年度は、別添の「令和3年度安全衛生教育促進運動実施要領」に基づき、令和3年12月1日から令和4年4月30日までを実施期間として、実施することといたします。

本年度の本運動につきましては、国の「第13次労働災害防止計画」及び「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、厚生労働省の後援、並びに労働災害防止協会4団体、都道府県労働基準協会等48団体及び安全衛生関係団体19団体の協賛の下、積極的な取り組みを行うこととしております。

つきましては、本運動の趣旨等をご理解いただき、貴団体傘下の会員等に対する周知など格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本運動の周知を図るため、普及啓発用リーフレットを制作し送付させていただきますので、ご活用くださいますよう併せてお願い申し上げます。

連絡先：総務部広報課

TEL 03-3452-6449

FAX 03-3453-8034

E-mail : koho@jisha.or.jp

令和3年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

わが国の労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により長期的に減少し、令和2年は死亡者が過去最少の802人となった。しかし、死傷者数は高年齢労働者の労働災害、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」による労働災害の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により平成14年以降で最多となった。また、令和3年上半期（1～6月）の労働災害の状況を見ると、林業以外のすべての業種で労働災害が増加した。特に小売業、保健衛生業（社会福祉施設含む）、警備業等を含む第三次産業の労働災害発生状況は昨年同時期より48.6%増となっており、事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「その他（主として感染症によるもの）」が目立つ。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大して以降で懸念されるのは、安全衛生教育への影響である。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける必要があるため、雇入れ時教育、新任の職長等を対象にした教育、配置転換で作業内容が変わった際の作業内容変更時教育や特別教育を含め、多くの教育が計画通り行えない状況となっている。また、テレワークの導入による働き方の変化、感染拡大防止の観点からの集合研修への参加見送りや受講者数を絞っての開催などにより、必要な教育の機会が制限される状態が続いている。今後は「新しい生活様式」の下で、新たな視点での安全衛生教育のあり方をすみやかに形にし、すべての人が安全・健康に働くことのできる職場づくりにつながる教育の場を構築・実践することが求められる。

コロナ禍以降、労働安全衛生の分野では、高年齢労働者の急増に対応し、加齢に伴う身体機能の低下などによる災害を防止する観点で職場づくりを促す「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の策定、職場の健康づくりの充実を目的とした「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」の改正、製造業の職長等の能力向上教育カリキュラムの策定、パワーハラスメント防止対策の義務化、石綿障害予防規則の改正による解体工事等における石綿によるばく露防止対策の強化、金属アーク溶接等作業時に発生する溶接ヒュームの健康障害防止対策など、多くの施策が進められてきている。いずれも、労働災害を防ぐ上で「待ったなし」の取り組みであり、その実効性を高めるには適切な教育が不可欠である。

新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインを活用した安全衛生教育も注目されている。自事業場・従業員にとってどのような進め方が効果的かなどを十分に検討した上で、計画的に導入・実践する必要がある。

さらに、中長期的な視点で、人工知能（A I）や仮想現実（V R）、動画などの技術を活用した安全衛生対策、安全衛生教育などを取り入れていくことが望まれる。新しい情報と知識をしっかりと共有し、労働災害の撲滅への思いから目をそらさずに、これからの時代の安全衛生教育のあり方を追求したい。

これらの状況を踏まえ、本年度の安全衛生教育促進運動は、

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和3年12月1日から令和4年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構

（順不同）

7 実施者

各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示
- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- (2) 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- (3) その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育、新たに特別教育が必要となる業務等（フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務づけられる高所作業、電気自動車等の整備業務、伐木作業等を含む）に従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および「製造業における職長等の能力向上教育カリキュラム」を活用した職長等の能力向上教育の推進

- オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
 - ケ 職場でのハラスメント防止対策の推進のための教育・研修
 - コ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
- ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者に対する教育
 - イ 化学物質管理者教育、金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置に関する教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の予防・対策に関する教育
 - カ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
 - キ 管理職に対する安全衛生教育
 - ク 高年齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
 - ケ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
 - コ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- (6) オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- (7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施